

道路工事施行（変更）承認申請書

令和 年 月 日

南魚沼市長 林 茂 男

〒
住所
氏名
担当者
TEL

道路法第24条の規定により、道路工事施行（変更）承認を申請します。

施 工 目 的			
施 工 場 所	路線名	級 市道 線	歩道・車道・その他（ ）
	場 所	新潟県南魚沼市	
工 事 概 要	当 初 工 事 種 別		変 更 工 事 種 別
工 事 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	日間	年 月 日から 年 月 日まで
施 工 方 法	直営・請負 施工業者 住 所 業者名 担当者 連絡先		
添 付 書 類	位置図、現況図、計画図、構造図、交通規制図、工事仕様書、公図（写）、求積表、 帰属承諾書、損害賠償責任負担書、同意書、現況写真、その他（ ）		
備 考			

記載要領

- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載すること。「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 「工事概要」の欄には、「工事種別」として歩道切下げ、植樹帯移設等の工事の内容を、「施工数量」として延長、面積等の施工規模を記入すること。
- 「場所」の欄には、地番まで記載すること。施工箇所が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 「工事の期間」の欄には、工事実施から完了までの期間を記載すること。仮移設等を含む場合は復旧までの期間を含めて記載すること。
- 「施工方法」欄の施工業者については、未定の場合にはその旨記載すること。また、その時には工事着手までに報告すること。
- 「添付書類」の欄には、添付した書類に○を付し、その他必要な書類を添付した場合には、その書類名を（ ）内に記載すること。
 - 位置図は 1/50,000 程度の平面図を、現況図・計画図はそれぞれ現況及び完成後の平面図(1/1,000 程度)及び縦横断面図を指し、帰属承諾書とは施工後に施工箇所を道路管理者に引き継ぐ旨を約し書面を指し、同意書とは水路管理者、隣地所有者等の関係者の同意を証する書面を指す。
- その他必要な事項については、「備考」欄に記載する。

例) 概算工事費、道路の現況、道路区域の変更の有無等

道路工事施行（変更）承認書

南魚沼市指令建第 施 一 号
令和 年 月 日

変更申請のあった道路工事の施行について、下記条件を付して承認する。

南魚沼市長 林 茂 男

- 工事期間 年 月 日から 年 月 日まで
- その他の条件
 - (1) 検査完了後 2 年以内に、工事に起因して路面が補修を要する状態になった場合は、承認工事者の負担において施行すること。
 - (2) 明らかに乗入口の利用形態により必要になったと認められる乗入口部分の維持補修は、承認工事者の負担において施行すること。

留 意 事 項

- 工事に着手しようとするときは、3 日前（道路の通行の禁止又は制限を伴う場合は 14 日前）までに、着手届を提出し、工事を施行するための指示を受けること。
- 工事着手前に道路交通法第 77 条の規定により、所轄警察署長の許可を受けること。
- 工事に伴う危険防止のため、南魚沼市道路工事承認規則（以下「規則」という。）に基づき保安上必要な措置を講ずること。
- 工事は、規則に定める方法で施行すること。
- 工事の施行により他に損害を与えた場合は、承認工事者の責任と負担において処理すること。
- 承認を受けた工事の目的、内容及び工事の期間等を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書に関係書類を添えて提出し、承認を受けること。
- 住所又は氏名を変更したときは、速やかに住所氏名変更届を提出すること。
- 承認工事者の一般承継人は、その権利の承継後速やかに承継届に承継の原因を証明する書類を添えて提出すること。
- 上記 6 から 8 までの事項以外の事項を変更しようとするときは、そのつど届け出て、指示を受けること。
- 上記 8 以外の理由で、承認工事者の地位を承継しようとする者は、承認工事者と連名で地位承継承認申請書に承継の原因を証明する書類を添えて提出し、承認を受けること。
- 当該工事に起因して道路の区域変更が必要となる道路の付替工事等を施行した場合は、工事完了後指示に従い、道路敷地と他の土地との境界にコンクリート杭を設置すること。
- 工事が完了した場合は、直ちに完了届兼引渡書に関係書類を添えて提出し、検査を受けること。

付 記

- この処分について、不服のあるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、南魚沼市長に対し審査請求をすることができます。
- この処分について、不服があるときは処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内（処分についての審査請求を行った場合は、当該再審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内）に、南魚沼市を被告（訴訟においては南魚沼市長が被告の代表となります。）として、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。